

インドネシアの労働者賃金について

北陸銀行 国際部
 バンクネガラインドネシア駐在
 高森 泰大

1. はじめに

2017年現在、インドネシアの人口は、2億5,871万人（ジェトロHPより）です。また、その人口の平均年齢も30歳程度と言われており、豊富な労働資源を抱えています。

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、日本においては1995年をピークに減少し続けていますが、インドネシアはまだピークを迎えていません。そのピークは2030年と言われており、まだ10年以上も生産年齢人口が増加する時期が続きます。

豊富な労働資源を求め、多くの日系企業がインドネシアに進出しています。しかし、経済成長、物価の上昇とともに、毎年インドネシアでは、最低賃金の見直しが行われています。

そこで、今回はインドネシアの労働者賃金状況について触れてみたいと思います。

2. インドネシア国内の最低賃金の推移について

インドネシアの最低賃金は、州ごとに設定されていて、毎年1月1日に改定されます。そこから県・市レベル、さらには業種ごとに、県知事・市長がそれぞれの地域的な事情を考慮して決定しています。2013年から2017年の最低賃金の推移は、以下の通りです。

《主要州または県・市の最低賃金額の推移》

【金額単位：ルピア】

	2013年		2014年		2015年		2016年			2017年		
	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	金額	上昇率	上昇率 基準値	金額	上昇率	上昇率 基準値
ジャカルタ特別州	2,200,000	43.87%	2,441,000	10.95%	2,700,000	10.61%	3,100,000	14.81%	11.50%	3,355,750	8.25%	8.25%
ブカシ県 (西ジャワ州)	2,002,000	34.19%	2,447,445	22.25%	2,925,000	19.51%	3,261,374	11.50%	11.50%	3,530,438	8.25%	8.25%
カラワン県 (西ジャワ州)	2,000,000	57.57%	2,447,450	22.37%	2,987,000	22.05%	3,330,505	11.50%	11.50%	3,605,272	8.25%	8.25%
バンドン州 (西ジャワ州)	1,388,333	13.44%	1,735,473	25.00%	2,041,000	17.60%	2,275,715	11.50%	11.50%	2,463,461	8.25%	8.25%
スマラン県 (中部ジャワ州)	1,051,000	11.62%	1,208,200	14.96%	1,419,000	17.45%	1,610,000	13.46%	11.50%	1,745,000	8.25%	8.25%
タンゲラン県 (バンデン州)	2,200,000	44.06%	2,442,000	11.00%	2,710,000	10.97%	3,021,650	11.50%	11.50%	3,270,936	8.25%	8.25%
スラバヤ市 (東ジャワ州)	1,740,000	38.42%	2,200,000	26.44%	2,710,000	23.18%	3,045,000	12.36%	11.50%	3,296,213	8.25%	8.25%

（この年から、上昇率上限を前年の経済成長率+前年の物価上昇率に設定）

【出典：ジェトロHP記載情報より作成】

2016年にインドネシアの最低賃金の上昇率は、「前年の経済成長率」と「前年の物価上昇率」を足した数値に規定されました。2016年の最低賃金上昇率は、11.50%を基準値（経済成長率4.67%+物価上昇率6.83%の和）とし、2017年の最低賃金の上昇率は、8.25%（経済成長率5.18%+物価上昇率3.07%の和）を基準とすると発表されています。

この最低賃金上昇率が制定されることとなった経緯は、2013年以降、日系企業が多く進出する地域の最低賃金が急激に上昇したことがきっかけです。例えば、2013年のジャカルタ特別州の賃金は前年比4割以上上昇し、日系企業自動車産業他製造業の工場が集中するカラワン県に至っては6割近く上昇しています。このような急激な上昇も見られ、毎年の最低賃金上昇率がどの程度になるか予測できないことが、特に労働集約型企业にとって大きな懸念事項となるとインドネシア政府も考えるようになり、現ジョコウィ政権は政令を定めました。

2016年の最低賃金上昇率の基準値が11.50%であるにもかかわらず、ジャカルタ特別州の最低賃金上昇率は14.81%と基準値を上回りました。これは、最低賃金の公式以外にも、最低賃金の設定基準として設けられている「適正生活水準」(労働者一人が最低限の生活をするための必要な経費)という考え方を基にし、他地域との物価の差を考慮して算出されたためです。他にもスマラン県、スラバヤ市も基準値を超過しており、適正生活水準の補正が必要なほどに、物価が上昇している地域がジャカルタ特別州以外にもあることが窺えます。

2017年の財務省の経済成長率の見通しが5.1%、物価上昇率の1月～6月平均が3.96%であることから、2018年度の最低賃金上昇率も8～9%程度が見込まれます。

3. 主要東南アジア諸国最低賃金額の推移について

2015年から2017年の東南アジア各国の最低賃金推移は、以下の通りです。

《主要東南アジア諸国の最低賃金額の推移》

【金額単位：各国通貨、USD】

	通貨	2015年		2016年			2017年		
		金額	米ドル換算	金額	米ドル換算	米ドル 上昇率	金額	米ドル換算	米ドル 上昇率
インドネシア (ジャカルタ)	ルピア	2,700,000	202	3,100,000	238	17.9%	3,355,750	258	8.6%
タイ (バンコク)	バーツ	9,000	262	9,000	257	-2.0%	9,300	266	3.3%
ベトナム (ホーチミン)	ドン	3,100,000	141	3,500,000	157	11.0%	3,750,000	168	7.2%
フィリピン (マニラ)	ペソ	12,025	264	12,275	254	-4.0%	12,275	256	0.8%
マレーシア (マレー半島部)	リングギット	900	230	1,000	239	3.7%	1,000	247	3.5%
ミャンマー	チャット	108,000	83	108,000	84	0.8%	108,000	84	0.0%

※為替レートについては、以下の金額で計算しています（1ドルあたり）。

また、タイ、フィリピン、ミャンマーについては、日額で最低賃金を規定する国のため、20倍して月額換算。

	ルピア	バーツ	ドン	ペソ	リングギット	チャット
2015年	13,400	34.5	22,000	45.5	3.90	1,300
2016年	13,100	35.0	22,300	48.5	4.20	1,290
2017年	13,300	33.5	22,700	50.5	4.30	1,360

【出典：各種資料より作成】

インドネシアの最低賃金額は、最低賃金を米ドル換算して他東南アジア諸国と比較してみると、2015年の段階ではまだ高いという印象はありませんでしたが、2017年現在では最高水準となっています。

2018年も昨年並みに最低賃金が上昇することが想定されています。この推移をみると、ジャカルタ都市部の話にはなりますが、安価な労働力というものは、投資先としてインドネシアをアピールするポイントにはなくなってきました。

4. おわりに

アジア諸国へ進出する理由に、日本と比較して労働力が安価であることを挙げる日系企業も多いと思います。しかし、近年の賃金の上昇率を考慮すると、インドネシアは他の東南アジア諸国に比べ、そのメリットが小さくなっているように感じます。

インドネシアで実際にお客様を訪問して状況を見ていますが、人件費高騰の対策として、工場内設備の機械化を進めている会社や、比較的人件費の安い中部ジャワ地域に工場を移転させている会社もあります。今後、都市部を中心に、製造業が既存の労働集約型産業から徐々に資本集約型産業へとシフトしていく可能性を踏まえ、長期的な目線で対策を練っている会社が多いという印象を受けます。

その一方で、アジア諸国は、先進国と比較して経済成長も著しく、人口増加による更なる市場の拡大も見込まれており、「消費国」として魅力的です。建設・インフラ産業はもちろん、食品・日用品、サービス産業等、今後更なる伸びが期待できる分野は多いと思われます。

今後の人口動態から考えるに、そのアジア諸国の中でもインドネシアは消費国として特に魅力的ですし、安価な労働力確保というよりも販路拡大を見据えた拠点と考える情勢に应变する可能性も十分秘めていると思います。

進出、投資を考える上で、人件費の高騰は逆風ですが、裏を返せば、個人消費の拡大、機械化投資等のビジネスチャンスにつながっていくと考えることもできます。このような大きな魅力を備えたインドネシアで、ビジネスをする際注目すべき労働者賃金状況については、引き続き追ってきたいと思います。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp